

平成 23 年度 第2回 福岡市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成 24 年1月 18 日(水) 午後5時～午後7時

2 場 所 天神ビル 11 階 11 号会議室

3 出席者

委員 (20 人中 17 人)

被保険者代表(6人中5人)

杉元委員 中野委員 野田委員 三島委員 安河内委員

保険医又は保険薬剤師代表(6人中5人)

江頭委員 熊澤委員 長柄委員 平田委員 堀尾委員

公益代表(6人中6人)

石田委員 井上委員 今林委員 田川委員 中山委員 松野委員

被用者保険等保険者代表(2人中1人)

久米委員

事務局

保健福祉局長 理事 総務部長 国民健康保険課長 医療年金課長 他

4 議事事項

(1) 本日の会議の議事録署名人の選出について

会長指名により選出することへの全委員の賛同により

被保険者代表 三島 委員

保険医又は保険薬剤師代表 江頭 委員

公 益 代 表 今林 委員

の3名を選出

(2) 議題

平成 24 年度福岡市国民健康保険事業の運営について(諮問)

5 議事要旨

開会

○事務局

国民健康保険運営協議会委員の参加状況を報告

国民健康保険運営協議会の定足数に達していることを報告

本会議を原則公開とする旨を確認

○副市長
あいさつ

●会長
議事録署名人選出

諮問書読み上げ

○副市長
・諮問書読み上げ、会長へ手渡し

諮問事項等の説明

○事務局
会議資料等に沿って説明

諮問事項等の説明に対する質問、確認

●委員

景気の低迷等により、国保加入者の所得は減少してきていると思うが、国保加入者の総所得の推移について、可能な範囲でお示しいただきたい。また、保険料負担が大変重いため、保険料を支払えず、資格証や短期証に切り替えられ医療を受けることができなくなる。そういう実態を当局は把握しているか。

○事務局

国保加入者の総所得の状況について、具体的な数値は今持ち合わせていないが、昨今の経済状況を反映し、恐らく毎年減っており、低所得階層の分布が増えている状況ではないかと思う。また、資格証については、一定の要件に該当すれば資格証を交付しているが、これはあくまで接触機会の確保ということである。接触機会の確保を図って、実情に応じて短期証、あるいは緊急対応ということで短い保険証で対応している。医療を受けることができないということについての実態は、承知していない。

●委員

所得について、把握してないということだが、私がいただいた資料によると、平成19年度の1世帯あたり平均所得が110万で、23年度には、85万8千円と、5年間で約15万円減少している。所得がかなり低いということに加え、近年減少してきている状況の中、保険料負担が大変重いとすることが国会でも論議をされている。例えば、資料6ページに記載されているように、所得が192万円

の3人世帯では、24年度の予定でいくと37万6,900円で、所得の2割近い負担となる。これは国会の論議でも鳩山首相、菅首相の二代に渡って、所得の1割を超えるのは、相当に重い負担だと答弁しており、本市の場合は2割近くになっている。こういった実態がある中で、先ほどの諮問によると、保険料が引き上がるわけだが、引き下げなくても良いという認識に本市は立たれているかどうか、お尋ねしたい。

○事務局

一人あたり保険料が引き上がる要因については、ご説明したように、国からの指示がある後期高齢者支援金、介護納付金の増である。これについては、国の一定ルールで指示されるもので、全保険者が一律の単価で支出するものである。医療分の保険料については、法定外の一般会計繰入金を約54億円繰り入れ、約1万5千円程度の引下げを行っており、可能な限り引下げ措置は行ったと認識している。

●委員

市の裁量で一般会計から法定外繰入を行っており、平成24年度は、約54億円を予定しているとのことである。この額は、23年度・22年度と比較すると、相当減らしているのではないかと思うが、その減額額について、お示しいたきたい。

○事務局

市が任意で行っている法定外繰入は、22年度当初予算で約76億円、23年度当初予算で、約71億円、24年度の見込みでは、約56億円となっており、23年度と比較すると、約15億円減少している。一般会計からの法定外繰入については、財政規律の観点から、市内部で一定の客観的な事実に基づいたルールにより、繰入を行っている。平成24年度見込みで減少している主な要因は、まず、低所得者の保険料の市独自減免分については、他の被保険者に転嫁せず一般会計から負担をいただいております、その見込額が減ったものである。次に、医療給付費に関連する支援だが、「福岡市国保の医療費と全国国保の平均医療費のかい離分」についても一定の基準で繰り入れており、実績に基づく医療費のかい離分が減ったものである。最後に、23年度は、1人あたり保険料を2千円引き下げるために、約9億円の追加的な措置を行っており、それが減少している。なお、一方で、法定繰入については、23年度117億円、24年度124億円で、約7億円の増となっている。

●委員

資料の8ページについて、何点かお尋ねしたい。財政健全化に向けた取組が一番重要なことだと考えているが、まず収納率について、22年度の収納率が

86.3%で、19 政令市中で 14 番目と低いが、86.3%は、目標に達しているのか。また、生活習慣病予防のための特定健診について、22 年度の受診率が 19%と低迷しているが、それ以前の健診率はどうだったのか、お尋ねしたい。

○事務局

収納率については、23 年度までに 90%という目標があり、達成に向け取り組んでいるが、厳しい状況にある。

特定健診の受診率の推移について、平成 20 年は 15.2%、平成 21 年度が 16.7%、そして平成 22 年度が 19%という状況である。

●委員

20 年度以前については、どうか。

○事務局

特定健診については、20 年度から実施しているが、それ以前のミニドックについては、推計で 15%程度と、あまり伸びていない状況である。

●委員

資料 4 ページの 1 人あたり保険料算定の考え方について、お尋ねしたい。24 年度については、医療分が下がり、国の仕組みという支援分・介護分が上がっている。医療分が下がっていることが原因で、一般会計繰入金総額が 7.7 億円減少したと理解してよいのか。

○事務局

一般会計繰入金については、いわゆる法定分も法定外についても一定の基準に基づいており、その算定の結果、減少したものである。ただ、先ほど申し上げたが、23 年度は特例的に 2 千円引き下げのための繰入を約 9 億円追加しているので、これも当然に減の要因となっている。

●委員

医療分と支援分の合計で、391 円引き上がっているが、これを増減させることで、一般会計からの繰入額も変動する仕組みなのか。

○事務局

仮に、1 人あたり保険料を据え置く場合は、相当額の財源措置が必要となる。これについては、例えば保険料以外の収入を上げる算定をする、あるいは一般会計繰入金を増額する方法しかないと考えている。一般会計からの法定外繰入については、保険料減免の積み上げであるとか、医療費の全国とのかい

離分であるとか、一定のルール、実績等に基づいて算定しているところである。

●委員

法定外の一般会計繰入については、一定のルールに基づき行っているとのことだが、ルール以外の繰入により、これまでも保険料の据え置きなどを実施してきたと思うが、どうか。

○事務局

資料4 ページの右に記載のとおり、医療分と支援分をあわせた1人あたり保険料について、20年度以降、据置き、引下げとなっているが、これについては、ご指摘のとおり、一般会計からの措置により据置き、引下げを行っている。

●委員

平成23年度に2千円下がる予算を組んだら、しばらくこれでいくのが予算だと思う。1年で引き上げがなされている。これでいったら毎年毎年上がっていくような感じがする。そのへんをしっかりと説明してもらわないと、納得できないのではないかと。

○事務局

国民健康保険事業は、まず、当該年度の医療費を賄うために財源措置をどうするかという考えがある。そこで、当該年度の保険給付費などの歳出を見込み、一定のルールに基づく特定財源を入れた残りが保険料負担となる。このため、歳出が伸びると、当然、保険料負担は伸びることになる。これは他の保険者、例えば協会けんぽや、他都市の国保についても恐らく保険料負担を上げてきていると思う。今回の諮問の考え方としては、後期高齢者への支援金の増加により、支援分の保険料が引き上がるが、医療分の保険料については、経済状況が非常に厳しいこともあり、法定外の一般会計繰入などにより軽減措置を行っており、合計で391円引き上げではあるが、これまでと、ほぼ同水準の軽減を図ったという考えである。

●委員

24年度は、391円となっているが、資料7ページの収支見通しをみると、財源不足が年々増加しており、今後、毎年保険料が上がっていくのではないかと。

○事務局

収支不足については、当然保険料で賄うべきなので、特別な財源措置をしない限り保険料負担をお願いすることになると思う。ただ、収納率の向上や、歳出の伸びの抑制を十分図りながら、皆様にご理解いただけるような保険料負担水準を決定していきたいと思う。

●委員

他の市町村も毎年、保険料を上げたり、下げたりしているのか。

○事務局

参考資料の4ページの右に23年度のモデル保険料の政令市比較を示しているが、例えば給与収入300万円の単身世帯で、福岡市は、22年度は313,600円だったが、23年度は303,500円で、約1万円下がっている。しかし、他の政令市については、ほとんどが引上げとなっており、3人世帯についても、福岡市は8,900円引き下がったが、他の政令市については、引上げを行っている状況である。

●委員

それでも、福岡市は高いと思うので、その辺りを研究しながら改善するべきではないか。

●会長

できることなら医療負担は平準化されるのが望ましいが、高齢化の問題と医療機器・医療技術の発達により、国全体として医療費が増加している。また、福岡市の場合、大病院が多いなど、医療環境が良いため、やや他都市に比べて医療費が高くなるという現状がある。委員ご指摘のとおり、これに対しては、保険料収納の向上や、医療費の伸びの抑制を図るなど、できる限りの保険者機能を発揮していただきたい。

●委員

昨年は総合的に考えると市長公約で引き下げたと思う。今年になって、今度は上げるという方針が示された。仕方ないのかもしれないが、市民から見ると場当たりの、かえって不安を煽るのではないかと思う。また、収支見込みではこれから財源不足が増加していくが、この資料を見ただけで大丈夫なのかと思ってしまう。市としての大きな基本的な国民健康保険の方針が示されないと、毎年毎年不安感ばかりが募っていくと思う。

○事務局

国民健康保険については、年齢構成が高いため医療水準が高く、低所得者が多いなどの構造的な問題があり、保険料負担水準も高くなっていると思う。このことは、十分認識しており、保険料負担軽減の観点から通常の一般会計繰入に加え、法定外の繰入を行っているところである。ただし、今後も高齢化の進展により、歳出は伸びていく見込みのため、この財源措置をどうするかという

点については慎重に考えていく必要がある。

●委員

保険料が高いというのは、皆さんもお感じの通りだと思われ、国会でも論議され、首相も認めている。昨年、僅かながら引き下げていただいたが、今年は昨年度と比べて法定外繰入金を15億円減らして、これが保険料の引き上げに繋がるというのは道理にあわない。内部の規定と言うが、市民は納得できないのではないか。

保険料を引き下げて、重い負担を軽くし収納率を上げ、国民健康保険事業特別会計を充実させるということに踏み込んで行くかどうか、市の努力が求められていると思う。それと、高いという認識があるのかどうか、先程から答弁がないが、そこを含めて、重ねてお尋ねしたい。

○事務局

保険料負担が重いと感じている方が多いことについては、十分認識している。現状については、参考資料の3ページ左下の1人あたり医療費で、政令市の中では中位となっているが、法定・法定外を含めた1人あたりの一般会計繰入金は、23年予算で、政令市中、2番目に多くなっている。繰入による保険料負担軽減を図った結果、1人あたり保険料については下から5番目と、低く抑えられている状況である。

しかしながら、福岡市の加入者は、所得割保険料を負担しない低所得者の方が多いため、いわゆる中間所得者層については、負担感が重い状況になっている。年間保険料が10万円以下の世帯が、全世帯の約6割を占めており、所得の低い方が多く、保険料も低いということは、福岡市の国保加入者は所得の低い方が多いということと言えると思う。

●会長

事務局から説明があったように、国民健康保険の構造的な問題というのもある。それに加えて、後期支援分保険料、介護分保険料の負担も増加してきている。こうした構造上の問題や、制度の見直しについては、市や議会でも審議いただき、改善についての要望を出していただきたい。

●委員

本日の新聞によると、昨年度は、前会長が引下げに反対され、辞任されたとの記事があった。同じ協議会にいるが、そういった話はなかったため、経緯について、お尋ねしたい。

●会長

私が個人的にお聞きしている範囲であるが、一つは昨年度、前会長は個人的に法定外の繰入を増額して、保険料を引き下げることには反対されたと。トータルの諮問については賛成するが、繰入による引下げ措置は、「今回に限り」と意見を付けて答申をしたと。こういうことのように、諮問全体には反対ではなかったようで、他にあれば事務局からお答え頂きたい。

○事務局

前会長のお気持ちでああいった事態になったと認識しており、新聞報道であった以上のことは、承知していない。ただ、前会長については、他の保険者が引上げを行う中で、市税を増額しての保険料引下げについては、どうかと考えておられたようだ。ただ「全体としてはこの通りで良いのではないか」ということで、答申に会長一任で「今回に限り」と入れたと聞いている。

●委員

経緯についてはわかった。同じ協議会の委員として、辞任されたという言葉を知ると責任を感じる。経緯については、委員にお知らせした方が良くと思う。

●委員

前会長は、個人的な意見ということで、今年の会議の最後に意見を述べられが、その後の答申書を見ると、引下げに関して、「今回に限り、諮問どおり引下げを適当とするものである。」という文言が入っていた。これはこの協議会の総意ではないのではないかと。文言については会長一任ということであったが、協議会の総意でないことは、問題があると思っている。その後辞任されており、議論する場もないので、前会長を個人的に批判することではなく、この協議会の在り方として、意見がまとまる場所はまとめ、そうでないところは各論併記にするなど、運営していただきたい。

●会長

今後の会議の運営については、二人の委員から貴重な意見があったので、今回は、決して総意でないことを答申しないよう、進めていきたいと考えている。

●委員

医療分の保険料が下がっていることについては、収納対策や、医療費の抑制など財政健全化に取り組んだ結果ということで、評価すべきだと思う。一方、国制度による支援分・介護分の保険料については、引き上がっており、全体の保険料が引上げとなっている。諮問の391円引上げについて、過去においては、財政状況の厳しい中、一般会計からの繰入により抑制している。今回の引上げについて、各委員から理解できないという意見もあるので、据置にならないか検討してほしい。

●委員

これまで低所得者の保険料負担が高すぎるので、引き下げるといふ努力をされてきた。今回も、国が引き上げたから仕方なく引き上げるのではなく、実際払えない方がたくさんいる中で、地方自治体の責務として、そこに手だてをとる形をぜひ取っていただきたい。繰入を保険料を引き上げない程度で増やすといふことをぜひお願いしたい。この場合、提案された繰入額よりさらにいくら必要なのか。

○事務局

医療分と支援分の合計の引上げ額 391 円相当を、仮に据え置く場合、単純に 391 円に被保険者数をかけると、約 1.4 億円になるかと思う。

●委員

納付金を拠出している被用者保険の代表として、協会けんぽの保険料は 3 年連続引上げであり、福岡の場合は、来年もどうなるかわからないが、大幅に上がることが見込まれる。これは、少子高齢化で拠出金が毎年増えているのが大きな原因だ。

さらに、協会けんぽの保険料収入の 4 割が拠出金という厳しい状況である。一般会計繰入金による据置だと、被用者保険（協会けんぽ・健康保険組合等）の加入者は保険料を負担し、さらに税金で負担という二重負担をすることになる。この部分は市の努力による適正化などでしていただき、公費投入の抑制を図って欲しい。

●会長

最終的な意見の集約をさせていただきたい。諮問内容にご賛同頂ける方、挙手をお願いしたい。

それでは、賛同しないという方、挙手をお願いしたい。

拮抗しているが、私が見たところ賛成の方が少し多いようなので、諮問どおりにしたいと思うが、どうか。

●委員

協議会でここまで拮抗するといふのは、委員になってから初めてのことであり、もう少し議論が必要なのではないか。引き続き議論を行わないのであれば、私は同意できない。

●会長

福岡市国民健康保険条例施行規則第 5 条では、出席委員の過半数で決するといふことになっている。委員のご意見のように、さらなる審議必要かどうか、

他の委員の方の意見をお願いしたい。

●委員

今回はそれでよいが、今後は、審議時間をもう少し長くすることについて、検討して頂きたい。

●委員

多数決であれば、目算ではなく、数を明確にさせていただかないと、納得できない。

●会長

それでは、もう一度挙手をお願いしたい。

【賛成7・反対9】※会長を除く

賛成が7、反対が9、諮問は、否決されたということで、今後について、先ほどから意見があるように、市の方で一つはこれを据え置くことが可能かどうかということ。それからもう一つはもう一度月曜日にご審議いただくと。この二つだと思うが、事務局としてはどうか。

○事務局

市の案として諮問をさせていただいているので、まずは答申をおまとめいただきたいと考えている。今日、答申をとりまとめるのか、または、もう少し議論が必要だということなら予備日も予定しているので、その辺は協議会でご判断いただきたいと考えている。

●委員

答申の方針はみんなで決めることであって、決めたことについてどう判断するかは、市がその後、予算措置等で考えることになるかと思う。決まりそうな意見については、本日決めるべきではないか。

●委員

諮問に対してダメだということになれば、協議会として、据え置くのか、又はさらに引き下げるのか、という結論を出すことになると思う。

●会長

据置きという意見が多かったと思うが、各委員いかがか。

●委員

引き続き、引き下げるべきだという意見を持っている。しかし、みなさんの総意で少なくとも据置ということでもとまるようであれば、前向きな答申だと

思うので、賛成をしたい。

●委員

後期高齢者支援分と介護納付分の 1,821 円と 777 円は変更できるのか。

○事務局

国から概算を示してくるので、このとおり予算計上したいと考えている。

協議会にお願いしているのは、全体の保険料負担水準をどうするかということなので、仮に変更することになると、歳出の見直しや財源構成の見直しが必要だが、少なくとも支援分と介護分については、国が示す基準に基づくものであるため、医療分での調整が必要となる。

●委員

据置きという意見が出ており、調整は医療分で行うとのことである。一般会計繰入を増やして、据置きという形での努力を市としてやるべきだと思う。そのような答申をまとめていただけないかと、意見を述べさせていただく。

●委員

保険料の維持ということはいいと思うが、それが財政的に可能かどうか、次の協議会で考え方をまとめていただきたい。

●会長

それでは、今回の諮問については賛同しかねるということで、今日のところは終わり、もう一度、市の方に据置の財源を検討し、報告していただきたい。

本日のところは、据置きということでまとまったので、今後の日程について事務局からどうぞ。

○事務局

次回の日程については、本協議会の開催通知にも記載していた、1月23日、来週の月曜日、時間は午後5時30分から。開催場所は今回と同じ、当会場ということでよいか。

協議会開催の定足数は、被保険者、療養関係者、公益関係者、それぞれ定員6名に対して半数の参加をもって定足数となる。定足数には達しており、1月23日月曜日の午後5時30分から当会場で、第3回協議会を開催させていただきたい。

●委員

1日だけの日程は厳しいと思う。今後の日程は余裕をもって調整願いたい。

○事務局

事前に委員各位へ予定ということで、通知をしていたが、次回以降については、ご意見を踏まえ、複数日、ご提案させていただくなどしたい。今回については、ご理解願いたい。

●委員

それでは、次回は1月23日月曜日午後5時半から協議会を開催する。

閉会